

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則 (省略)	第1章 総則 (同左)
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第1節 相続税 (省略)	第1節 相続税 (同左)
第2節 贈与税 (省略)	第2節 贈与税 (同左)
第3節 相続時精算課税	第3節 相続時精算課税
第21条の9((相続時精算課税の選択))関係	第21条の9((相続時精算課税の選択))関係
21の9 - 1 ~ 21の9 - 4 (省略)	21の9 - 1 ~ 21の9 - 4 (同左)
21の9 - 5 <u>住所又は居所を証する書類</u>	(新設)
第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))関係	第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))関係
(省略)	(同左)
第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係	第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係
(省略)	(同左)
第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額))関係	第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額))関係
(省略)	(同左)
第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係	第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係
(省略)	(同左)
第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係	第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係
(省略)	(同左)
第3章 財産の評価 (省略)	第3章 財産の評価 (省略)

改正後	改正前
第4章 申告及び納付 (省略)	第4章 申告及び納付 (同左)
第5章 更正及び決定 (省略)	第5章 更正及び決定 (同左)
第6章 延納及び物納 (省略)	第6章 延納及び物納 (同左)
第7章 雑則 第49条((申告書の公示))関係 (省略)	第7章 雑則 第49条((申告書の公示))関係 (同左)
第49条の2((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)) (省略)	第49条の2((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)) (同左)
第51条((延滞税の特則))関係 51 - 1 ~ 51 - 3 (省略)	第51条((延滞税の特則))関係 51 - 1 ~ 51 - 3 (同左)
51 - 4 <u>贈与税の期限後申告の特則等により申告があった場合の延滞税</u>	51 - 4 (新設)
51 - 5 (省略)	51 - 4 (同左)
51 - 6 (省略)	51 - 5 (同左)
51 - 7 (省略)	51 - 6 (同左)
第52条((利子税))関係 (省略)	第52条((利子税))関係 (同左)
第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (省略)	第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (同左)
第59条((調書の提出))関係 (省略)	第59条((調書の提出))関係 (同左)
第60条((質問検査権))関係 (省略)	第60条((質問検査権))関係 (同左)
第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (省略)	第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (同左)

改正後	改正前
<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 (退職手当金等に該当しないもの)</p> <p>3 - 23 次に掲げる法律等の規定により遺族が受ける弔慰金等については、法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6)(省略)</p> <p>(7)健康保険法(大正11年法律第70号)第100条に規定する埋葬料</p> <p>(8)～(13)(省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (障害者として取り扱うことができる者)</p> <p>19の4 - 3(省略)</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1項第1号に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第1条第4号に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。</p> <p>第20条((相次相続控除))関係 (相次相続控除の算式)</p>	<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 (退職手当金等に該当しないもの)</p> <p>3 - 23 次に掲げる法律等の規定により遺族が受ける弔慰金等については、法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6)(同左)</p> <p>(7)健康保険法(大正11年法律第70号)第49条に規定する埋葬料</p> <p>(8)～(13)(同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (障害者として取り扱うことができる者)</p> <p>19の4 - 3(同左)</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第23条第1項第1号に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する同規則第27条に規定する精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)第1条第4号に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。</p> <p>第20条((相次相続控除))関係 (相次相続控除の算式)</p>

改正後

20 - 3 (省略)

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産(当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額(法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)を控除した後の金額をいう。)

(以下省略)

第3節 相続時精算課税

第21条の9((相続時精算課税の選択))

(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)

21の9 - 2 贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合又は贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために提出する相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

区分	提出先	提出期限	
(1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのでから留意する。	当該贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第21項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第21項に規定する期限)が到来するとき	当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限
		贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(相続税法第27条第1項又は第21項に規定する期限)前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第21項に規定する期限)が到来するとき	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
(2) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)	当該受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限	

改正前

20 - 3 (同左)

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産(当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額

(同左)

第3節 相続時精算課税

第21条の9((相続時精算課税の選択))

(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)

21の9 - 2 贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合において、当該贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために受贈者が提出する相続時精算課税選択届出書は、当該贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出することになるが、当該相続時精算課税選択届出書の提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。

(1) 法第28条第1項の規定による贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与者の死亡に係る第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限が到来するとき 当該相続税の申告書の提出期限

(注) 当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出する場合には、当該相続時精算課税選択届出書は、当該相続税の申告書に添付して提出しなければならない。

(2) (1)以外のとき 法第28条第1項の規定による贈与税の申告書の提出期限

改正後	改正前
<p>(住所又は居所を証する書類)</p> <p><u>21の9-5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法規則第11条第1項第1号に規定する相続時精算課税選択届出書を提出する者の20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該提出する者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に、また、同項第2号に規定する贈与をした者の65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類にそれぞれ代えることができるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 法規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>第51条((延滞税の特則))関係</p> <p>(贈与税の期限後申告の特則等により申告があった場合の延滞税)</p> <p><u>51-4 法第51条第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、法第30条第2項若しくは第31条第4項の規定により贈与税の期限後申告書若しくは修正申告書の提出があった場合、又は法第35条第4項の規定により税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき贈与税額又は更正若しくは決定に係る贈与税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「相続税」とあるのは「贈与税」と、「相続又は遺贈により財産を取得した者」とあるのは「贈与により財産を取得した者」と、「次に掲げる事由」とあるのは「次の八に掲げる事由」と、「納付すべき相続税額」とあるのは「納付すべき贈与税額」と読み替えて取り扱うものとする。</u></p> <p>(物納許可を取り消した場合の延滞税)</p> <p><u>51-5 (省略)</u></p> <p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額)</p> <p><u>51-6 (省略)</u></p> <p>(徴収を猶予する期間)</p> <p><u>51-7 (省略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第51条((延滞税の特則))関係</p> <p>(新設)</p> <p>(物納許可を取り消した場合の延滞税)</p> <p><u>51-4 (同左)</u></p> <p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額)</p> <p><u>51-5 (同左)</u></p> <p>(徴収を猶予する期間)</p> <p><u>51-6 (同左)</u></p>